

第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係る地域の関係者が参画する会議体一覧について

	地区推進会議	地域ケアシステム推進連絡会
目的	地域課題を検討する	地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う
内容	地域、コミュニティワーカー、社会福祉協議会、行政の役割分担を踏まえながら、「振り返りシート」をもとに、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を行う。	プラットフォームを目指し、地域のボランティア・NPO 団体、障害者団体等との連携を図り、より多くの地域住民や地域福祉関係者を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開
参加者	地区社会福祉協議会の代表者、ボランティア協会代表者、コミュニティワーカー、社会福祉協議会職員、市職員、会議で検討する地域課題の関係者	自治(町)会関係者、民生委員・児童委員・高齢者クラブ関係者、子ども会関係者、地域ケアシステムの相談員、高齢者サポートセンター職員、コミュニティワーカー、社会福祉協議会職員、市職員 等
設置数	3圏域 ※平成30年度から1地区	14地区
設置主体	市川市(福祉政策課)	市川市(地域支えあい課)
設置根拠	地域福祉計画	地域福祉計画

	市川市における地域ケア会議		地域ケア会議(国の資料より)	
	地域ケア推進会議(現在未設置であり調整中)	地域ケア個別会議	地域ケア推進会議	地域ケア個別会議
目的	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていき、地域包括ケアシステムの実現を目指す。		高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていき、地域包括ケアシステムの実現を目指す。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり、資源開発 政策形成(介護保険事業計画等への位置付け等) 地域課題を解決するための社会基盤の整備 	多職種の協働によるネットワークの構築、個別ケース(困難事例等)の支援を通じて、個別課題の解決や地域課題の発見等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり、資源開発 政策形成(介護保険事業計画等への位置付け等) 地域課題を解決するための社会基盤の整備 	個別ケース(困難事例等)の支援内容を通じた ①地域のネットワーク構築 ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援 ③地域課題の把握 等
参加者	調整中	高齢者サポートセンター職員、リハビリ専門職、介護福祉課の職員、コミュニティワーカー 等	医療・介護の専門職種等(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員、介護サービス事業者等)、地域の支援者(自治会、民生委員、ボランティア、NPO 等) 等 ※ 地域ケア推進会議では「代表者レベル」、地域ケア個別会議では「実務者レベル」の会議を開催する。	
設置数	1圏域	市主催により4圏域(日常生活圏域) + 委託により、高齢者サポートセンター毎に15圏域において開催	市町村レベルの会議	地域包括支援センターレベルの会議(地域包括支援センターが開催)
設置主体	市川市		市町村	
設置根拠	介護保険法第115条の48		介護保険法第115条の48	